

一、夏時刻法は今二十八日國會の承認を得、即日公布出来るように準備が進められている。

二、この法律は例年は四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間、時計の針を一時間進めた時刻即ち夏時刻を採用することを規定している。土曜日と日曜日にもまたがる夜半を選定した理由は夏時刻を採用するとその最初の日と最後の日の翌日の半日位は鉄道のダイヤに影響が残るのて休日の日曜日ならばその影響によつて起り得る混乱が最少限度ですむと考へたからである。

三、今年四月の第一土曜日から五月の第一土曜日と、今年に限り五月の第一土曜日と、その翌日にまたがる夜半から夏時刻を採用することにした。ところがまた五月の第一期に選んだという当るので四月と五月の境目を夏時刻採用の時期に選んだという誤解が廣まつているので、これを訂正するよう協力して頂きたい。

四、正確には五月二日の午前零時になつたら時計の針を一時間進めることに一般の人々は五月一日の夜寢床に入る前に時計の針を一時間進めればよいのである。つまり五月一日の日中はまだ夏時刻を採用してはならないのである。夏時刻は九月十一日の夜半で終了するのには九月の第二土曜日(今年九月十一日)の夜半で午後十三時(夏時刻)になつたら時計の針を一時間遅

らせるのであり一般の人々は九月十一日の夜寢床に入る前に時計の針を一時間遅らせればよいのである。こうした結果夏時刻によれば五月二日は一日が二十三時間ということになり九月十一日は二十五時間で一日ということになる。

この両日の夜半、夜勤をする人々は影響を受け殊に九月十一日の夜、夜勤の人は九時間働かねばならないので労働基準法第三十二條との關係が問題になる。そこで夏時刻法第三條のこの法律の施行に關し時間の計算に關する他の法律の規定の適用について必要な事項は政令でこれを定める」という規定が必要となるのである。

四 政府としては五月一日から五月二日にまたがる夜半に夏時刻を採用するため、鉄道關係、海運關係、通信關係、天文台、氣象台等においてそれぞれ必要を準備を進めている。なお占領軍に

五 夏時刻を採用すると、特に都会生活者は、家庭へ帰つてから日没までの時間が一時間長くなるために菜園造りとか、内職をするとか、家庭の團らんを図るとか、することが出来て保健上、経済上必ず好結果をもたらすものと信ずる。なお政府としては電力及び石炭を節約することを目的の一として大いに期待している。

六 諸外國で夏時刻を採用している國は、英帝國は殆ど全部、アメ

リカでは米國の諸州一州によつて異なるソキューバ、アルゼンチン、チリ、ウルガイ、歐洲ではフィンランド、フランス、ドイツ、オランダ、ポルトガル、スペイン、ソ連一一年を通じて採用等である。

英國では一九一六年に法律で夏時刻を採用して以來毎年実行していたが第二次世界大戦の間即ち一九四〇年から四五年の間は一年を通じて夏時刻を採用した上五月ころから九月ころまでは更に一時間進めた時刻を使用していた (Duple Summer Time) 。

なお夏時刻のことを英國では Summer Time、米國では Daylight Saving Time とする。